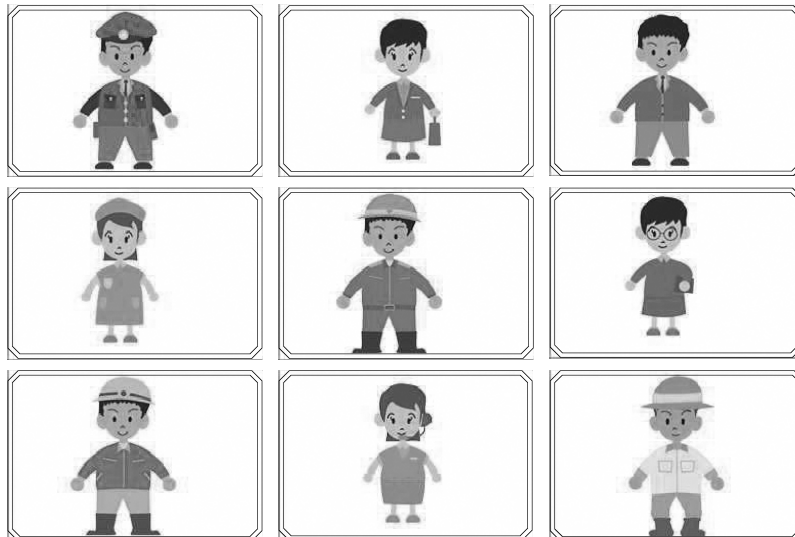


公務災害 通勤災害 補償のしおり

—公務災害・通勤災害の認定を受けた方へ—

- ・ 公務災害又は通勤災害の認定を受けた方は、地方公務員災害補償基金から補償を受けることができます。
- ・ この「しおり」は、基金が行う補償の内容などを説明したものです。補償を受けるに当たって、事前によくお読みください。
- ・ なお、地方公務員災害補償制度の概要や災害発生から認定請求までの事務処理等については、基金京都府支部ホームページの「公務災害・通勤災害 認定請求事務の手引」を参照してください。



地方公務員災害補償基金京都府支部

目 次

1	補償のあらまし	
	・補償にはどのようなものがあるのか	1
	・請求主義と時効について	2
	・不服審査について	2
	・非課税措置について	2
2	病院などで必要な療養を受けるとき	
	・療養補償	
	療養の範囲	3
	療養補償の請求方法	3
	その他留意事項	7
	療養に関する申請・報告等	10
3	療養中に給与を受けられなくなったとき	
	・休業補償	12
4	障害の状態にあるとき	
	・傷病補償年金（療養中）	14
	・障害補償（治ゆ後）	15
	・介護補償	16
	・各種福祉事業	17
	・傷病等級早見表	21
	・障害等級早見表	22
5	亡くなられたとき	
	・遺族補償	28
	・葬祭補償	31
	・各種福祉事業	31
6	他人の不法行為（交通事故等第三者加害）による 災害の場合の留意点	
	・第三者加害災害におけるあなたの権利関係	33
	・具体的な事務手続	34

この「しおり」に記載してある内容等は、令和4年9月時点のものです。基金支部のホームページには、最新情報のほか、所属や被災職員からのよくある質問への回答や各種様式を掲載していますので御利用ください。

1 補償のあらまし

○ 補償にはどのようなものがあるのか

公務災害又は通勤災害の認定を受けた方は、次のような補償を基金から受けることができます。

ただし、補償の対象となるのは、身体的損害に関するものに限られ、物的損害や慰謝料は補償の対象とはなりません。

■ 病院などで必要な療養を受けるとき ⇒ 参照P3～

必要な治療費や通院費などが支給されます。……………療養補償

■ 療養中に給与を受けられなくなったとき ⇒ 参照P12～

療養のため勤務できず給与を受けない場合には、……………休業補償
それまでに受けていた給与の額や給与を受けない期間に応じた金額が支給されます。

■ 障害の状態にあるとき ⇒ 参照P14～

療養の開始後1年半経過しても治らず、傷病等級……………傷病補償年金
に該当する障害がある場合には、年金が支給されます。

傷病が治った（症状固定を含む）ときに、障害等級……………障害補償
に該当する障害がある場合には、障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

一定の傷病等級、障害等級に該当したときに、常……………介護補償
時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、介護費用等として支給されます。

■ 亡くなられたとき ⇒ 参照P28～

死亡した職員の遺族の方に対して、遺族の状況に応……………遺族補償
じて年金又は一時金が支給されます。

死亡した職員の葬祭を行った方に対して、葬祭費用……………葬祭補償
として支給されます。

また、前頁の補償以外にも、一定の要件を満たした場合に、補償の付加給付として次のような給付（福祉事業）を受けることができます。

■ **福祉事業** ⇒ 参照P17～、P31～ 等

外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、長期家族介護者援護金 等

○ **請求主義と時効について**

補償は、あなたからの請求があって初めて実施されますので、補償を受けられるときは、速やかにその請求を行ってください。

なお、補償を受ける権利は、退職しても影響を受けませんが、補償事由が生じた日から**2年間**（障害補償及び遺族補償については、**5年間**）補償請求を行わないと、時効によって消滅します。

○ **不服審査について**

基金支部の行った補償の決定について不服がある場合には、行政不服審査法に定める手続に従って、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方公務員災害補償基金京都府支部審査会（事務局は京都府職員総務課内）に対し審査請求をすることができます。

○ **非課税措置について**

基金の行う補償及び福祉事業については、所得税をはじめ租税その他の公課は課せられないこととなっています。

2 病院などで必要な療養を受けるとき

○ 療養補償

■ 療養の範囲

療養補償は、公務災害又は通勤災害により生じた傷病に対して、必要なものについて行われますが、その内容は、医学上、社会通念上、必要と認められるものに限られます。

- ◇ 診 察
- ◇ 薬剤又は治療材料の支給
- ◇ 処置、手術その他の治療
- ◇ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ◇ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴うその他の看護
- ◇ 移送

■ 療養補償の請求方法

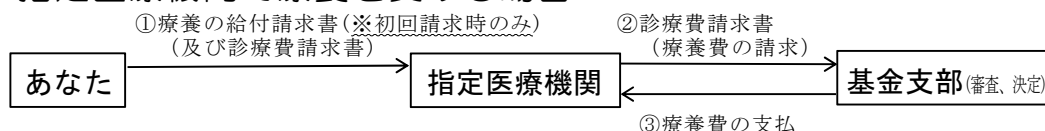
療養補償は、「受診医療機関の種別」、「窓口負担の有無」等により、下記のとおり、請求方法が異なりますが、基金支部から認定通知書を受けたら、まず始めに、受診された医療機関等に、次の書類を提出してください。

- ◇ 指定医療機関（P5）で受診した場合 ◇
 - ・ 認定通知書の写し
 - ・ 「医療機関・薬局へのお願い」
 - ・ 「療養の給付請求書」※必要事項を記載して提出のこと。
 - ・ 「診療費請求書」の様式
- ◇ その他の医療機関等で受診した場合 ◇
 - ・ 認定通知書の写し
 - ・ 「医療機関・薬局へのお願い」
 - ・ 「療養補償請求書」の様式

◇ 請求方法の別 ◇

	自己負担なし	全額負担した (例：診断書、補装具代等)	一部負担した (例：共済組合員証使用)
指定医療機関（P5）で療養を受けた	下記Ⅰによる	下記Ⅲによる	下記Ⅳによる
その他の医療機関等で療養を受けた	下記Ⅱによる	下記Ⅲによる	下記Ⅳによる

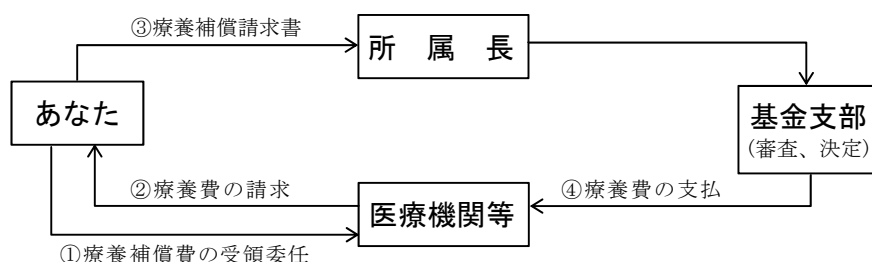
I 指定医療機関で療養を受ける場合



指定医療機関で療養を受ける場合は、必要事項を記載した「療養の給付請求書」(様式第5号)に、「診療費請求書」(支部様式第8号)の様式を添付の上、指定医療機関を経由して、基金に提出することにより、療養に要した費用は、基金から直接、指定医療機関へ支払われます。

なお、京都府内にある基金の指定医療機関は、P5のとおりです。(京都府薬剤師会の会員薬局については、全て指定医療機関扱いとなります。)

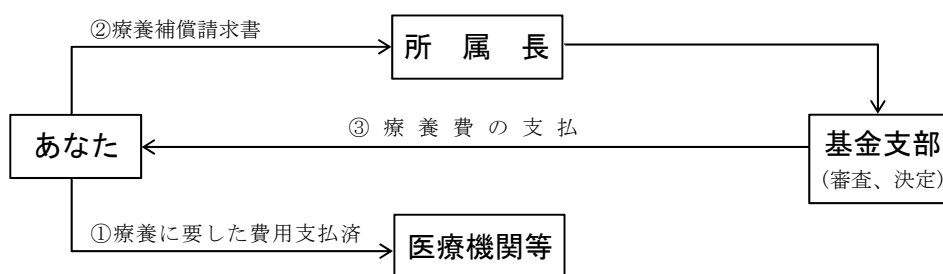
II その他の医療機関等で療養を受ける場合



医療機関等からの請求に際し、療養補償費の受領を医療機関等に委任することにより、療養に要した費用は、基金から直接、その医療機関等へ支払われます。

この場合、「療養補償請求書」(様式第6号)の受領委任欄にその旨を記載した上で、医療機関等に請求欄、口座振替欄及び診療費請求明細欄を記載してもらい、所属長を経由して基金に請求してください。

III 現金で全額支払った場合



診療費に係る負担金の請求方法は、「療養補償請求書」(様式第6号)に診療費請求明細欄の証明を医療機関にもらい、負担金分の領収書(原本)を添付して、所属長を経由して基金に請求してください。

文書料や補装具費用、移送費等を自己負担した場合は、「療養補償請求書」(様式第6号)に、領収書(原本)の他、必要書類(「療養補償の基準及び添付書類等(P7~8)」参照)を添付の上、所属長を経由して基金に請求してください。

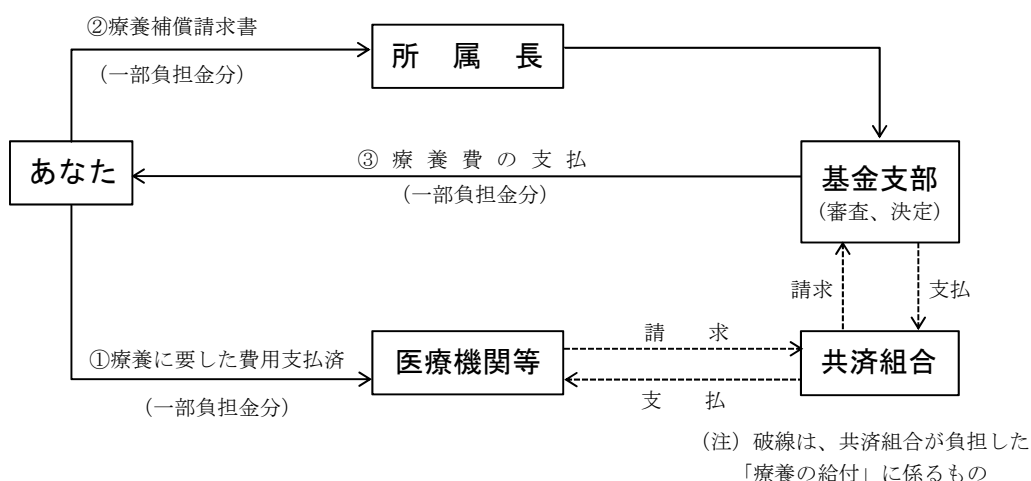
◇ 京 都 府 支 部 の 指 定 医 療 機 関 一 覧 ◇

R 4. 4. 1 現 在

地 域	病 院 名	所 在 地	電 話 番 号	主 な 診 療 科 目
京 都 市	京都医療センター	京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161	内・消・循・外・整・形・脳・精・耳・ 眼・皮・歯
	宇多野病院	京都市右京区鳴滝音戸山町8	075-461-5121	整・脳・精
	京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15丁目749	075-561-1121	内・外・整・形・循・耳・眼・皮・歯
	京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上る春帯町355-5	075-231-5171	内・消・外・整・形・脳・循・心内・ 耳・眼・皮・歯・救急
	京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465	075-251-5111	内・形・整・循・耳・眼・皮・心内・ 精・歯
	京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1-2	075-311-5311	内・消・外・整・形・脳・循・耳・眼・ 皮・歯・精・救急
	京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷3	075-854-0221	内・外・整・眼
	京都久野病院	京都市東山区本町22丁目500番地	075-541-3136	内・外・整・消・皮・神経内科
	京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27番地	075-441-6101	内・外・整・皮・消・循・眼・耳・歯
	京都回生病院	京都市下京区松原通七本松西入	075-311-5121	内・外・整・脳・消・循・眼
	京都九条病院	京都市南区唐橋羅城門町10	075-691-7121	内・外・整・消・脳・循・救急
向日市	向日回生病院	向日市物集女町中海道92-12	075-934-6881	内・外
長岡京市	済生会京都府病院	長岡京市今里南平尾8	075-955-0111	内・循・外・整・脳・耳・眼・皮・精
宇 治 市	おかもと総合クリニック	宇治市神明石塚54-18	0774-45-4110	内・消・外・整・循・脳・耳・眼・皮
	宇治武田病院	宇治市宇治里尻36-26	0774-25-2500	内・消・外・整・形・脳・循・耳・眼・ 皮・歯・救急
	宇治徳洲会病院	宇治市槇島町石橋145	0774-20-1111	内・消・外・形・整・耳・眼・皮・歯・ 救急
	都倉病院	宇治市宇治山本27	0774-22-4521	内・外・整・皮・形
久御山町	京都岡本記念病院	久御山町佐山西ノ口58番地	0774-48-5500	内・消・外・整・脳・循・耳・眼・皮・ 救急
城 陽 市	南京都病院	城陽市中芦原11	0774-52-0065	内・外・整・耳・皮・歯・救急
	心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院	城陽市中芦原	0774-54-1400	内・精・整・歯
	京都さづ川病院	城陽市平川西六反26番1	0774-54-1111	内・外・整・皮
八 幡 市	八幡中央病院	八幡市八幡五反田39-1	075-983-0119	内・消・外・整・脳・耳・眼・皮
	男山病院	八幡市男山泉19	075-983-0001	内・外・整・脳
京 田 辺 市	田辺中央病院	京田辺市田辺中央六丁目1番地6	0774-63-1111	内・消・循・外・整・脳・耳・眼・皮・ 救急
精 華 町	学研都市病院	精華町精華台7丁目4-1	0774-98-2123	内・消・循・外・整・脳・耳・眼・救急
木 津 川 市	京都山城総合医療センター	木津川市木津駅前1丁目27番地	0774-72-0235	内・消・外・整・脳・耳・眼・皮
亀 岡 市	亀岡市立病院	亀岡市篠町篠野田1番地1	0771-25-7313	内・消・外・整・循・眼・皮
南 丹 市	明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷6-1	0771-72-1221	内・外・整・脳・循・耳・眼・皮・歯
	京都中部総合医療センター	南丹市八木町八木上野25	0771-42-2510	内・外・整・脳・精・眼・耳・皮・歯
京 丹 波 町	国民健康保険京丹波町病院	京丹波町和田大下28番地	0771-86-0220	内・外・整・皮
福 知 山 市	福知山市立福知山市民病院	福知山市厚中町231番地	0773-22-2101	内・消・外・整・形・脳・循・精・耳・ 眼・皮
舞 鶴 市	市立舞鶴市民病院	舞鶴市倉谷1350-11	0773-60-9020	内・消・整・歯
	舞鶴医療センター	舞鶴市字行永2410番地	0773-62-2680	内・外・脳・循・精・耳・眼・皮
	舞鶴共済病院	舞鶴市字浜1035番地	0773-62-2510	内・外・整・耳・眼・皮・歯
	京都府立舞鶴こども療育センター	舞鶴市字行永2410番地37	0773-63-4865	整・精
	舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷427	0773-75-4175	内・外・整・耳・眼・皮
綾 部 市	綾部市立病院	綾部市青野町大塚20-1	0773-43-0123	内・消・外・整・耳・眼・皮・精・救急
与 謝 野 町	京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝野町字男山481	0772-46-3371	内・消・外・整・脳・循・耳・眼・皮・ 精・救急
京 丹 後 市	京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷3452-1	0772-65-2003	内・外・整・耳・眼・皮
	京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町161	0772-82-1500	内・外・整・耳・眼・皮・歯・精
	丹後中央病院	京丹後市峰山町杉谷158番地の1	0772-62-0791	内・外・整・脳・耳・眼・皮・救急
府 外 (枚 方 市)	関西医科大学附属枚方病院	枚方市新町2丁目3-1	072-804-0101	内・整・形・脳・耳・眼・皮・救急
府 外 (大 津 市)	市立大津市民病院	大津市本宮2丁目9-9	077-522-4607	内・消・循・心内・精・外・整・脳・ 眼・耳・皮・歯・形・救急
府 外 (草 津 市)	近江草津徳洲会病院	草津市東矢倉3丁目34-52	077-567-3610	内・外・整・脳・耳・循・眼・皮
府 外 (奈 良 市)	高の原中央病院	奈良市右京1-3-3	0742-71-1030	内・消・循・外・整・耳・形
	市立奈良病院	奈良市東紀寺町1丁目50-1	0742-24-1251	内・循・消・心内・外・脳・整・形・ 皮・眼・耳
京都府薬剤師会の会員薬局 (京都府内 約970店舗)				

診療科目：内＝内科、外＝外科、整＝整形外科、形＝形成外科、皮＝皮膚科、脳＝脳神経外科、消＝消化器科、循＝循環器科、眼＝眼科
耳＝耳鼻（咽喉）科、歯＝歯科（口腔外科）、心内＝心療内科、精＝精神（神経）科、救急＝救急外来

IV 共済組合員証を使って一部負担金を支払った場合



公務災害及び通勤災害に係る診療に際しては、原則として共済組合員証等の使用はできません。

やむを得ない理由で共済組合員証等を使用し受診したときは、それぞれの保険者に、速やかにその旨報告してください。

なお、共済組合から支払済の診療費（療養の給付）は、基金と共済組合との間で事務調整しますので、当該費用については、あなたからの請求は不要です。

一部負担金の請求方法は、「療養補償請求書」（様式第6号）に一部負担金分の領収書（原本）を添付して、所属長を経由して基金に請求してください。

なお、共済組合員証等を使用して一部負担金を支払った場合、基金は、共済組合から、共済組合支払分（立替分）の返還請求を待ち、その請求内容を審査の上、一部負担金分を請求者に支払うこととなりますので、実際の支払いまでに、かなりの時間を要する場合があります。

■ その他留意事項

◇ 療養補償の基準等 ◇

健康保険法等に基づき、診療報酬点数計算による診療費（療養費の本体部分）は、大半が問題なく認められていますが、補償の基準（概ね労災保険に準ずる）に適合しないと判断されるものは、療養補償の対象として認められない場合があります。

特に疑義の生じやすい補償の基準及び請求の際の添付書類等については、次のとおりの取扱いを行っています。

添付書類の様式については、基金支部のホームページからダウンロード、又は所属の担当者にご相談ください。

◇ 療養補償の基準及び添付書類等 ◇

請求内容	補 償 の 基 準	添 付 書 類 等
文 書 料	<p>補償の実施上必要な文書に限られる。</p> <p>診断書料は、災害の認定請求手続に要したもの（原本を基金に提出したものに限り。）のみ。</p> <p>障害補償請求書に添付する残存障害診断書についても、原本を基金に提出した1通分のみ補償。</p> <p>以下の書類等に係る文書料については補償の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 服従関係等他の目的に使用する診断書 ・ 診療報酬明細書（レセプト） ・ 装具装着意見書・装具装着証明書 ・ マッサージ等同意書 ・ 歯科補綴等見積書 ・ 個室（上級室）必要証明書 ・ タクシー通院必要証明書 	○領収書
補装具費用	療養上医師が必要と認めた場合にはコルセット、松葉杖等の購入費用。	○装具装着意見書・装具装着証明書（支部様式第10号） ○領収書・明細書（仕様書）
歯科補綴料 <small>ほてつ</small>	<p>歯科補綴については、治療上相当と認められる材質の費用を限度として補償され、単に審美性を目的として貴金属等を使用する場合は補償の対象にならない。</p> <p>その材質を必要とする理由について、補綴前に基金に歯科医師の見積書を提出し協議すること。</p>	○歯科補綴等見積書（支部様式第11号） ○領収書

請求内容	補償の基準	添付書類等
柔道整復師の施術	脱臼又は骨折の患部に対する 応急手当としての施術 のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術は柔道整復師限りで行うことができるが、それ以外については、 医師の同意 を得たもの。	<p>医師の同意が必要な場合は、請求書の医療機関証明欄に「本件施術に関し、〇〇病院〇〇医師の同意を得ている」旨の記載が必要 (医師の同意書の添付は要しない)。</p>
理学療法等 (はり、きゅう、マッサージ等)	<p>はり、きゅう、マッサージ等の施術については医師が療養上必要と認めた場合に限り、補償の対象となる(おおむね、施行開始後6か月を目途)。</p> <p>温泉療法や熱気療法については、医師が療養上必要で積極的効果があるとして、医師の指導のもとに行われるもの。</p>	<p>○マッサージ等同意書 (支部様式第12号)</p> <p>○領収書</p>
室料差額	<p>個室、上級室利用の場合の室料差額は原則として補償されない。</p> <p>ただし、病状により療養上必要と医師が指示した場合、又は、救急の場合でかつ普通病室が満床であるとき等の事情のある場合に限り必要期間のみ補償。</p>	<p>○個室(上級室)必要証明書 (支部様式第13号)</p> <p>○領収書</p>
入院諸費	入院料とは別に医療機関から請求される冷暖房費、電気代、ガス代、貸与寝具代等で、入院者全員から徴収される性格のもの。	<p>○領収書</p> <p>〔経費内訳及びそれが共通的経費〕である旨の記載を要する。</p>
移送費 (通院費等)	<p>被災場所から医療機関へ移送する場合又は医療機関相互を転送する場合の費用並びに医療機関へ通院のための交通費について合理的な範囲に限る。なお、交通費は、一般的には電車、バス等の交通機関の利用によるものとする。タクシーの利用は、タクシーでなければ症状を悪化させるおそれがある場合のように、治療上やむを得ない場合に限り、実費分を補償。</p> <p>その他特殊な検査のため遠方の医療機関へ行った場合の宿泊料及び独歩できない場合の介護付添に要する費用についても、合理的な範囲内において認められるが、事前に基金支部に協議すること。</p>	<p>○通院明細書(支部様式第15号)</p> <p>○タクシー通院必要証明書 (支部様式第16号)</p> <p>○領収書</p>

◇ 医療機関の選定 ◇

診療を受ける医療機関（病院、診療所等）は、あなたが自由に選択して差し支えありませんが、応急手当の場合を除いて、原則として療養に都合のよい自宅又は勤務場所の近くで、かつ、その傷病に対する専門の医療機関が適当と考えられます。

したがって、有名な医師がいるから等といった理由により、ことさら遠方の医療機関で診療を受けることは好ましくなく、この場合には、通院費等の補償が行われないことがあります。

また、合理的な理由もなく医療機関をたびたび変更したり（転医）、同時に何箇所もの医療機関で受診すること（重複診療）は、療養上好ましくないだけでなく、その場合の診療費や通院費等が自己負担となります

◇ 医療機関を変える場合（転医） ◇

医療機関を変える場合には、例えば、次の場合のように、医学上又は社会通念上の妥当性を有することが必要となります。

- 被災場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けた後、療養に適した専門医療機関へ転医する場合
- 入院加療を受けていた医療機関から、傷病の経過上、勤務先又は自宅からの通院に便利な医療機関へ転医する場合
- 現在治療を担当している医師が医療技術、施設等の問題から、他の専門医療機関を紹介し転医させる場合

なお、転医する場合は、「転医申出書」により基金支部にあらかじめ届け出てください。また、転医先の医療機関には、改めて「医療機関・薬局へのお願い」を提出してください。

■ 療養に関する申請・報告等

◇ 治ゆ報告 ◇

治ゆの定義

地方公務員災害補償制度上でいう「治ゆ」とは、完全に傷病が治った場合のほか、症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった状態をいいます。

また、急性症状のみの条件付き認定がされたものについては、急性症状が消退し慢性症状に移行したと認められる時期（通常3～6か月で消退するものと、医学常識上考えられています。）をもって「治ゆ」として取り扱うものです。

治ゆの報告

認定された傷病が「治ゆ」した時は必ず「**治ゆ報告書**」を所属長の確認を得て速やかに提出してください（この報告には、診断書を添付する必要はありません。）。

傷病が治ゆした場合には、基金の療養補償は終了し、その際、法施行規則別表第三（P22～27）に定める障害が残っている場合は、障害補償（P15）が支給されることとなります。

治ゆの認定

基金では、あなたからの治ゆ報告のほか、調査により治ゆが確認された場合に、治ゆの認定を行うことがあります。

【参考】公務災害又は通勤災害を受けた者の治ゆ後の症状に対する 地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付について

公務災害又は通勤災害を受けた者に対する地方公務員災害補償法第26条の規定による療養補償は、症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなったときに治ゆしたものとして打ち切れ、その後の疼痛等の症状が残っていても再発したと認められる場合のほかは療養補償を行わないが、このような症状等のいわゆる対症療法が行われる場合には、当該症状が公務による傷病又は通勤による傷病と認められない限り、地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付の対象となる。

（昭和54年12月10日地基金第51号事務局長通知から）

◇ 療養状況報告 ◇

療養状況報告書（支部様式第17号）（ホームページでダウンロード可）

療養期間が6か月以上に及んでもなお治ゆ（症状固定）に至らないときには、療養開始日から6か月目及び1年目に、主治医の意見を聴いた上で療養の状況を記載し、所属長を通じて提出してください。（手続は所属担当者にご相談ください。）

療養の現状等に関する報告書（支部様式第18号）

療養期間が1年6か月以上に及んでもなお治ゆ（症状固定）に至らないときは、主治医の意見を付して、所属長を通じて提出してください（以後6か月経過ごとに提出のこと）。

◇ 傷病名の変更、追加 ◇

療養補償の対象は、認定された傷病に関するものに限られます。

しかし、療養の経過、検査結果等により、傷病名が認定時と異なったり、療養中に他の疾病を併発することがあります。

このような場合には、その旨、所属長を通じて基金に連絡してください。

当初の災害によることが明らかな場合には、療養補償の対象となりますが、この場合、追加認定が必要ですので公務災害又は通勤災害の追加認定請求をしてください。

◇ 再発認定請求 ◇

再発とは、いったん治ゆした後に、当初の傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至ったことをいいます。

再発が認められるのは、次の場合です。

- 傷病がいったん治ゆした後に、自然的経過により病状が悪化した場合
- 傷病について、もはや医療効果が期待できないとして治ゆとした後に、医学の進歩等により医療効果が期待されるようになった場合

再発の場合には、公務災害又は通勤災害の再発認定請求をしてください。再発認定を受けると、再発日以降の療養補償が再開されます。

3 療養中に給与を受けられなくなったとき

○ 休業補償

療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、その勤務することができない期間1日につき平均給与額の100分の60に相当する額が、**休業補償**として支給されます。

また、休業補償を受ける場合には、**休業援護金**（福祉事業）として平均給与額の100分の20に相当する額が支給されますので、併せて平均給与額の100分の80が確保されることとなります。

（注）平均給与額…… 1日分の給与の平均額を意味し、療養補償及び介護補償を除くすべての補償の算出基礎となるものです。

概ね、被災前3か月間の給与総額（諸手当含む）をその期間の総日数（暦日数）で除した額となりますが、算出方法の詳細については、所属の担当者にご相談ください。

（「公務災害・通勤災害 認定請求事務の手引」に平均給与額の概要を解説しています。）

◇ その他留意事項 ◇

- 休業期間中に、本来勤務を要しないこととされている日（例えば日曜日、休業日等）があった場合でも、その日について休業補償が支給されます。
- 離職後において、通院等により療養のため勤務することができず、時間単位で休業補償を支給すべき場合における当該休業補償の額は、平均給与額の100分の60に相当する額を7.75で除して得た額に、当該時間数（1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額が支給されます。
- 傷病補償年金（P14）を受けている方は、休業補償は受けられません。
- 通勤災害で休業補償を受ける方は、次の場合を除き、一部負担金として200円を基金に払い込まなければならないものとされています。（初回の休業補償から控除します。）
 - ① 第三者の行為によって被災した場合
 - ② 療養開始後3日以内に死亡した場合
 - ③ 同一の通勤災害に関し、既に一部負担金を払い込んでいる場合
 - ④ 船員の場合

■ 休業補償の基準等

休業補償を請求される場合には、次の基準を満たしているかどうか、必ず確認してください。

療養のためか	<p>「療養のため」とは、公務災害又は通勤災害による負傷又は疾病の療養のためのことであり、負傷又は疾病が治った後に福祉事業による療養、外科後処置等を受けているような場合は、これに該当しない。</p>
勤務することができないか	<p>「勤務することができない」の「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた勤務に限られるものではなく、一時的に軽労働に従事する場合にも、この「勤務」に含まれる。</p> <p>すなわち、「勤務することができない」とは、一般的に労働不能であることを意味するものであって、一時的に、軽労働に従事する場合には、「勤務することができない」とは言えない。</p>
給与を受けないときか	<p>「給与を受けないとき」とは、入院したような場合で給与が全く支給されないときばかりではなく、通院等のため1日の所定の勤務時間の一部について勤務することができない時間があり、その時間について給与を受けない場合も含むものである。</p> <p>したがって、例えば、休業していても給与を受けていた場合、療養していなかった場合、療養中かつ給与を受けていないが一般的に労働可能な状態にある場合等は、休業補償は受けられない。</p> <p>また、「給与」とは、休業補償が支給される直前に勤務していた地方公共団体から支給される給与をいい、当該団体以外のものから受けていた賃金、報酬、謝金等は含まれない。</p>

4 障害の状態にあるとき

○ 傷病補償年金（療養中）

傷病補償年金は、認定された傷病の療養期間が1年6か月を経過しても治ゆせず、障害の状態が法施行規則別表第二（P21の早見表参照）の第1級から第3級に該当すると認められるときに、療養を続けながら年金が受けられるものです。

また、傷病補償年金には福祉事業として、傷病特別支給金、傷病特別給付金が併せて支給されます

◇ 支給額 ◇

傷病等級	傷病補償年金 (年金)	傷病特別支給金 (一時金)	傷病特別給付金 (年金)
第1級	平均給与額の313日分	114万円	傷病補償年金の 20/100 $\left[\begin{array}{l} \text{〈上限額〉} \\ 150万円 \times \frac{\text{左記日数}}{365} \end{array} \right]$
第2級	” 277日分	107万円	
第3級	” 245日分	100万円	

(注) 平均給与額…… 1日分の給与の平均額を意味し、療養補償及び介護補償を除くすべての補償の算出基礎となるものです。

概ね、被災前3か月間の給与総額（諸手当含む）をその期間の総日数（暦日数）で除した額となりますが、算出方法の詳細については、所属の担当者にご相談ください。

（「公務災害・通勤災害 認定請求事務の手引」に平均給与額の概要を解説しています。）

次頁の障害補償の平均給与額も同様です。

◇ その他留意事項 ◇

- 傷病補償年金は、他の補償とは異なり、基金が職権で支給の決定を行いますので、請求手続は要しません。（ただし、傷病特別支給金、傷病特別給付金は、申請手続を要します。）

○ 障害補償（治ゆ後）

障害補償は、認定傷病が治ゆし、療養補償が終了した後、法施行規則別表第三（P22の早見表参照）に定める程度の身体障害が残ったときに、受けることができます。

補償対象となる障害は、障害の程度及び系列ごとに14等級に区分されており、程度の重い第1級から第7級に該当する場合は年金が、第8級から第14級に該当する場合は一時金が、それぞれ支給されます。

また、障害補償には障害等級に応じて、福祉事業として、障害特別支給金、障害特別援護金、障害特別給付金が併せて支給されます。

◇ 支給額 ◇

障害等級	障害補償(年金又は一時金)		障害特別支給金(一時金)	障害特別援護金(一時金)		障害特別給付金(年金又は一時金)
	区分	金額		公務災害	通勤災害	
第1級	年金	平均給与額の313日分	342万円	1,540万円	915万円	(年金) 障害補償の $20/100$ <上限額> $150万円 \times \frac{\text{左記日数}}{365}$
第2級	年金	277日分	320万円	1,500万円	885万円	
第3級	年金	245日分	300万円	1,460万円	855万円	
第4級	年金	213日分	264万円	875万円	520万円	
第5級	年金	184日分	225万円	745万円	445万円	
第6級	年金	156日分	192万円	615万円	375万円	
第7級	年金	131日分	159万円	485万円	300万円	
第8級	一時金	503日分	65万円	320万円	190万円	(一時金) 障害補償の $20/100$ <上限額> $150万円 \times \frac{\text{左記日数}}{365}$
第9級	一時金	391日分	50万円	250万円	155万円	
第10級	一時金	302日分	39万円	195万円	125万円	
第11級	一時金	223日分	29万円	145万円	95万円	
第12級	一時金	156日分	20万円	105万円	75万円	
第13級	一時金	101日分	14万円	75万円	55万円	
第14級	一時金	56日分	8万円	45万円	40万円	

※平均給与額については、傷病補償年金（P14）を参照してください。

◇ その他留意事項 ◇

- 請求手続については、所定の様式に、主治医の残存障害診断書及びその他の関係書類を添付の上、提出してください。なお、審査に際し、専門医療機関で検診を受けていただくこともありますので、ご了承下さい。

○ 介護補償

「傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者」又は「障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者」のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合には、介護の状態、介護に要した費用等に応じて、介護補償を受けることができます。

◇ 支給額 ◇

介護の区分	親族等以外の介護	親族等の介護						
常時介護 (第1級)	介護に要した費用として支出した月額 (上限171,650円)	<p>月額75,290円 (ただし、初回月は支給せず。)</p> <p>※ただし、同月に、別に、介護に要した費用として支出もある場合は次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初回月の場合</th> <th>支出が75,290円超の場合</th> <th>支出が75,290円以下の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>支出した月額 (上限171,650円)</td> <td>75,290円</td> </tr> </tbody> </table>	初回月の場合	支出が75,290円超の場合	支出が75,290円以下の場合		支出した月額 (上限171,650円)	75,290円
初回月の場合	支出が75,290円超の場合	支出が75,290円以下の場合						
	支出した月額 (上限171,650円)	75,290円						
随時介護 (第2級以上)	介護に要した費用として支出した月額 (上限85,780円)	<p>月額37,600円 (ただし、初回月は支給せず。)</p> <p>※ただし、同月に、別に、介護に要した費用として支出もある場合は次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初回月の場合</th> <th>支出が37,600円超の場合</th> <th>支出が37,600円以下の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>支出した月額 (上限85,780円)</td> <td>37,600円</td> </tr> </tbody> </table>	初回月の場合	支出が37,600円超の場合	支出が37,600円以下の場合		支出した月額 (上限85,780円)	37,600円
初回月の場合	支出が37,600円超の場合	支出が37,600円以下の場合						
	支出した月額 (上限85,780円)	37,600円						

※令和4年4月時点。現在の額については、お問合せください。

(注) 介護に要した費用……

介護に従事した者に係る賃金、交通費等（ホームヘルパー等の派遣を受けた場合に支払う受付手数料、紹介手数料等を含む。）のうち、社会通念上妥当であると認められる範囲内のものを言います。

なお、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業（P20）を利用した場合の受益者負担も、この介護に要した費用に該当します。

◇ その他留意事項 ◇

- ・病院、診療所、老人保健施設、身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者特別養護ホーム等に、入院又は入所している場合には、介護補償は支給されません。

○ 各種福祉事業

傷病補償年金又は障害補償の決定を受けた方等で、一定の障害の状態に該当する場合等には、申請により、次の福祉事業を受けることができます。

種類	支給要件	支給内容
外科後処置	<p>義肢装着のための断端部の再手術、醜状軽減のための処置、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置、筋電電動義手の装着訓練、その他理事長が特に必要であると認める処置であること。 障害等級該当 要</p> <p>※医療効果の期待される醜状軽減のための処置は、原則として療養補償として行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外科後処置に係る次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送 ・ 入院期間に係る日当（1日850円）
補装具	<p>補装具の装着が必要であると認められること。 障害等級該当 要 傷病等級該当 要（※一部のみ対象）</p> <p>※右記①については、傷病が治癒した後に支給するものであるが、負傷箇所の一部が治癒してその部分に補装具の装着を必要とする場合等には、療養中であっても支給する場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の補装具等の装着等に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> ① 義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車椅子、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器 ② 電動車椅子、歩行車、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド（車椅子用・電動車椅子用）、ギャッチベッド、かつら、ストマ用装具、座位保持装置、筋電電動義手、重度障害者用意思伝達装置 ③ その他基金が必要と認める補装具
リハビリテーション	<p>社会復帰のために身体的機能の回復等（職業技術の習得等）の措置が必要であると認められること。 障害等級該当 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の訓練に係る、訓練指導料、宿泊料、食料等 <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練、職業訓練、その他相当であると認められる訓練（自動車運転教習所における運転免許取得訓練等） ・ 旅行費（業務規程に定める範囲内で実費）

種類	支給要件	支給内容
<p>ア</p> <p>フ</p> <p>タ</p> <p>丨</p> <p>ケ</p> <p>ア</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 一酸化炭素中毒症、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者 障害等級該当 要 ※脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で障害等級第10級以下の場合には、医学上特に必要が認められるもの</p> <p>② 頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害又は腰痛を有する者 障害等級該当 要</p> <p>③ せき髄を損傷した者 障害等級該当 要 ※障害等級第4級以下の場合には、医学上特に必要が認められるもの</p> <p>④ 尿道狭さくを有する者又は尿路変向術を受けた者 障害等級該当 要</p> <p>⑤ 白内障等の眼疾患を有する者 治ゆ 要 障害等級該当 不要 ※障害等級に該当しない場合には、医学上特に必要が認められるもの</p> <p>⑥ 慢性のウイルス肝炎となった者 障害等級該当 要</p> <p>⑦ 慢性の化膿性骨髄炎となった者 治ゆ 要 障害等級該当 不要 ※障害等級に該当しない場合には、医学上特に必要が認められるもの</p> <p>⑧ 振動障害を有する者 障害等級該当 要</p> <p>⑨ 人工関節又は人工骨頭に置換した者 障害等級該当 要</p> <p>⑩ 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者 治ゆ 要 障害等級該当 不要 ※障害等級に該当しない場合には、医学上特に必要が認められるもの</p>	<p>・ アフターケアの実施上相当と認められる次の費用</p> <p>① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送</p> <p>※各疾病ごとに診察、薬剤等の回数、種類等が定められています。</p>

種類	支給要件	支給内容										
在宅介護を行う介護人の派遣	<p>現に居宅において介護を受けていること <u>傷病等級該当 要</u> <u>第3級以上の障害等級該当 要</u></p> <p>※派遣する介護人の範囲 看護師、保健師、准看護師、ホームヘルパー等</p> <p>※介護等の供与又は供与に必要な費用の支給を受ける者は、当該介護等に係る費用の一部（介護に要する費用の3割に相当する額）を負担するものとする。</p>	<p>介護人が行う次の介護等</p> <p>① 入浴、排せつ、食事等の介護 ② 調理、洗濯、掃除等の家事 ③ 生活等に関する相談及び助言 ④ 外出時における移動の介護 ⑤ ①から④に掲げる介護、家事等に附帯する便宜の供与</p> <p>※介護等は1回3時間とし、最初に供与を受けた日から起算して8週間を単位とする期間ごとに24回を限度とする。また1日の利用回数は3回までとする。</p>										
奨学奨護金	<p>・年金の算定基礎である平均給与額が、16,000円以下であること</p> <p>・かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>①年金の受給権者のうち、在学者等であって、学資等の支弁が困難なもの。 <u>第3級以上の障害等級該当 要</u></p> <p>①年金の受給権者のうち、在学者等である子と生計を同じくするものであって、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難なもの。 <u>傷病等級該当 要</u> <u>第3級以上の障害等級該当 要</u></p>	<p>在学者1人当たりの支給月額</p> <table border="1" data-bbox="863 875 1358 1218"> <thead> <tr> <th>在学者区分</th> <th>1人当たりの支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>大学生・大学院生</td> <td>39,000円</td> </tr> </tbody> </table>	在学者区分	1人当たりの支給月額	小学生	14,000円	中学生	18,000円	高校生	18,000円	大学生・大学院生	39,000円
在学者区分	1人当たりの支給月額											
小学生	14,000円											
中学生	18,000円											
高校生	18,000円											
大学生・大学院生	39,000円											
就労保育奨護金	<p>・年金の算定基礎である平均給与額が、16,000円以下であること</p> <p>・かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>①年金の受給権者で、未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を奨護する必要があるもの。 <u>第3級以上の障害等級該当 要</u></p> <p>②年金の受給権者で、未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を奨護する必要があるもの。 <u>傷病等級該当 要</u> <u>第3級以上の障害等級該当 要</u></p>	<p>保育所等に預けられている者1人当たりの支給月額 12,000円</p>										

○ 傷病等級早見表

部 位		障害種別	第1級 年金313日	第2級 年金277日	第3級 年金245日
眼	眼球	視力障害	(1) 両眼が失明しているもの	(1) 両眼の視力が0.02以下になっているもの	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの
	口	そしゃく及び言語機能障害	(2) そしゃく及び言語の機能を廃しているもの		(2) そしゃく又は言語の機能を廃しているもの
	神経系統の機能又は精神	神経系統の機能又は精神の障害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
	胸腹部臓器 <small>(外生殖器を含む。)</small>	胸腹部臓器の障害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上肢	上肢	欠損障害	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 両上肢を腕関節以上で失ったもの	
		機能障害	(6) 両上肢の用を全廃しているもの		
	手指	欠損障害			(5) 両手の手指の全部を失ったもの
下肢	下肢	欠損障害	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(5) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
		機能障害	(8) 両下肢の用を全廃しているもの		
		その他	(9) 上記各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	(6) 上記各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	(6) 上記(3)及び(4)に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他上記各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

【注】 ()内の数字は号を表す。



○ 障害等級

部 位		障害種別	第1級 年金313日	第2級 年金277日	第3級 年金245日	第4級 年金213日	第5級 年金184日	第6級 年金156日
眼	眼球	視力障害	(1) 両眼が失明したもの	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの
		調節機能障害						
		運動障害						
		視野障害						
	まぶた	欠損障害						
		運動障害						
耳	内耳等	聴力障害				(3) 両耳の聴力を全く失ったもの		(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	耳かく(耳介)	欠損障害						
鼻		欠損及び機能障害						

早見表 その1

第7級 年金131日	第8級 一時金503日	第9級 一時金391日	第10級 一時金302日	第11級 一時金223日	第12級 一時金156日	第13級 一時金101日	第14級 一時金56日
(1) 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	(1) 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 一眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 一眼の視力が0.1以下になったもの			(1) 一眼の視力が0.6以下になったもの	
				(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 一眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの		
			(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 一眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの	
		(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの				(3) 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
		(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3) 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	(1) 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
				(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2) 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 一耳の聴力を全く失ったもの	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 一耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの				(3) 一耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
					(4) 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの		
		(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの					

【注】 () 内の数字は号を表す。

○ 障害等級

部 位		障害種別	第1級 年金313日	第2級 年金277日	第3級 年金245日	第4級 年金213日	第5級 年金184日	第6級 年金156日
口	そしゃく及び言語機能障害	(2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの			(2) そしゃく又は言語の機能を廃したものの	(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	歯牙障害							
神経系統の機能又は精神	神経系統の機能又は精神の障害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		
頭部 顔面部 頸部	醜状障害							
胸腹部臓器 (外生殖器を含む。)	胸腹部臓器の障害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		
体幹	せき柱	変形障害						(5) せき柱に著しい変形を残すもの
		運動障害						(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの
	その他の体幹骨 (鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨)	変形障害						
上肢	上肢	欠損障害	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの		(4) 一上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 一上肢を手関節以上で失ったもの	
		機能障害	(6) 両上肢の用を全廃したものの				(6) 一上肢の用を全廃したものの	(6) 一上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの
		変形障害 (上腕骨又は前腕骨)						
		醜状障害						

早見表 その2

第7級 年金131日	第8級 一時金503日	第9級 一時金391日	第10級 一時金302日	第11級 一時金223日	第12級 一時金156日	第13級 一時金101日	第14級 一時金56日
		(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの				
			(4) 14歯以上に 対し歯科補てつ を加えたもの	(4) 10歯以上に 対し歯科補てつ を加えたもの	(3) 7歯以上に 対し歯科補てつ を加えたもの	(5) 5歯以上に 対し歯科補てつ を加えたもの	(2) 3歯以上に 対し歯科補綴を 加えたもの
(4) 神経系統の 機能又は精神に 障害を残し、軽 易な労務以外の 労務に服するこ とができないも の		(10) 神経系統の 機能又は精神に 障害を残し、服 することができる 労務が相当な 程度に制限され るもの			(13) 局部に頑固 な神経症状を残 すもの		(9) 局部に神 経症状を残すも の
(12) 外貌に著し い醜状を残すも の		(16) 外貌に相当 程度の醜状を残 すもの			(14) 外貌に醜 状を残すもの		
(5) 胸腹部臓器 の機能に障害を 残し、軽易な労 務以外の労務に 服することがで きないもの (13) 両側のこう 丸を失ったもの		(11) 胸腹部臓器 の機能に障害を 残し、服するこ とができる労務 が相当な程度に 制限されるもの (16) 生殖器に著 しい障害を残す もの		(10) 胸腹部臓器 の機能に障害を 残し、労務の遂 行に相当な程度 の支障があるも の		(6) 胸腹部臓器の 機能に障害を残 すもの	
				(7) せき柱に変 形を残すもの			
	(2) せき柱に運 動障害を残すも の						
					(5) 鎖骨、胸 骨、ろっ骨、肩 こぶ骨又は骨盤 骨に著しい変形 を残すもの		
	(6) 一上肢の3 大関節中の1関 節の用を廃した もの		(10) 一上肢の3 大関節中の1関 節の機能に著し い障害を残すも の		(6) 一上肢の3 大関節中の1関 節の機能に障害 を残すもの		
(9) 一上肢に偽 関節を残し、著 しい運動障害を 残すもの	(8) 一上肢に偽 関節を残すもの				(8) 長管骨に変 形を残すもの		
							(4) 上肢の露出 面にてのひらの 大きさの醜いあ とを残すもの

【注】 ()内の数字は号を表す。

○ 障害等級

部 位		障害種別	第1級 年金313日	第2級 年金277日	第3級 年金245日	第4級 年金213日	第5級 年金184日	第6級 年金156日	
上 肢	手 指	欠損障害			(5) 両手の手指の全部を失ったもの			(8) 一手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	
		機能障害				(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの			
下 肢	下 肢	欠損障害	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		(5) 一下肢をひざ関節以上で失ったもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	(5) 一下肢を足関節以上で失ったもの		
		機能障害	(8) 両下肢の用を全廃したものの				(7) 一下肢の用を全廃したものの	(7) 一下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの	
		変形障害 (大腿骨又は下腿骨)							
		短縮障害							
		醜状障害							
	足 指	欠損障害						(8) 両足の足指の全部を失ったもの	
		機能障害							

早見表 その3

第7級 年金131日	第8級 一時金503日	第9級 一時金391日	第10級 一時金302日	第11級 一時金223日	第12級 一時金156日	第13級 一時金101日	第14級 一時金56日
(6) 一手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの	(3) 一手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの	(12) 一手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの		(8) 一手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9) 一手の中指を失ったもの	(8) 一手の母指の指骨の一部を失ったもの	(6) 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
(7) 一手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	(4) 一手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	(13) 一手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	(7) 一手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの		(10) 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	(7) 一手の中指の用を廃したものの	(7) 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
(8) 一足をリスフラン関節以上で失ったもの							
	(7) 一下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの		(11) 一下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		(7) 一下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの		
(10) 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	(9) 一下肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの		
	(5) 一下肢を5cm以上短縮したもの		(8) 一下肢を3cm以上短縮したもの			(9) 一下肢を1cm以上短縮したもの	
							(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	(10) 一足の足指の全部を失ったもの	(14) 一足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	(9) 一足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの		(11) 一足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	(10) 一足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの		(15) 一足の足指の全部の用を廃したもの		(9) 一足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	(12) 一足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	(11) 一足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	(8) 一足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの

【注】 ()内の数字は号を表す。

5 亡くなられたとき

○ 遺族補償

遺族補償は、次の年金受給資格者がいる場合には、**遺族補償年金**として支給され、年金受給資格者がいない場合には、**遺族補償一時金**として支給されます。

また、遺族補償には福祉事業として、**遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金**が併せて支給されます。

◇ 年金受給資格者とは？ ◇

- ・ 職員の死亡の当時、職員の収入によって生計を維持していた、
 - (ア) 60歳以上の**夫**
(**妻**については、年齢の要件はありません。)
 - (イ) 18歳到達後最初の3月31日までの間にある**子又は孫**
 - (ウ) 60歳以上の**父母又は祖父母**
 - (エ) 18歳到達後最初の3月31日までの間にあるか、又は、60歳以上の**兄弟姉妹**
 - (オ) 一定の障害の状態にある、**夫**、**子又は孫**、**父母又は祖父母**、**兄弟姉妹**
- ・ 遺族補償年金を受けることができる**遺族の順位**は、**配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹** の順です。

[特 例]

- ・ 職員の死亡の当時、55歳以上60歳未満であって、職員の収入によって生計を維持していた、**夫、父母、祖父母、兄弟姉妹**は、当分の間、遺族補償年金を受けることができる遺族（**特例遺族**）とされています。
- ・ ただし、この**特例遺族**については、その方が60歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の、遺族補償年金を受けることができる遺族の人数（次頁）には含めないこととされています。

◇ 生計維持の要件とは？ ◇

- ・ 「専ら」又は「主として」職員の収入によって生計を維持していた者のみでなく職員死亡の当時その収入によって生計の一部を維持していた者も含まれ、職員の遺族の収入の有無、同居の有無は問いません。

◇ 年 金 ◇

遺族補償年金等の額は、年金受給資格者（前頁）の人数等によって算定され、次の補償及び福祉事業が、当該年金受給資格者のうち最先順位者に支給されます。

なお、遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 の順です。

◇ 支 給 額 ◇

遺族の人数		遺族補償 年 金 (年 金)	遺族特別 支 給 金 (一時金)	遺族特別 援 護 金 (一時金)	遺 族 特 別 給 付 金 (年 金)
1 人	(7) (4)以外の場合	平均給与額の 153日分	300万円	(公務災害) 1,860万円	遺族補償年金の 20/100 (上限額) $150万円 \times \frac{\text{左記日数}}{365}$
	(4) 55歳以上又は一定の障害の状態にある妻である場合	175日分			
2 人	201日分	(通勤災害) 1,115万円			
3 人	223日分				
4 人以上	245日分				

(注) 平均給与額…… 1日分の給与の平均額を意味し、療養補償及び介護補償を除くすべての補償の算出基礎です。

概ね、被災前3か月間の給与総額（諸手当含むをその期間の総日数（暦日数）で除した額となりますが、算出方法の詳細については、所属の担当者にご相談ください。

（「公務災害・通勤災害 認定請求事務の手引」に平均給与額の概要を解説しています。）

◇ 一時金 ◇

遺族補償一時金等は、年金受給資格者がいない場合に、次に記載の順序に従って、最先順位者に支給されます。

◇ 支給額 ◇

遺族の続柄	遺族補償一時金 (一時金)	遺族特別支給金 (一時金)	遺族特別 援護金 (一時金)	遺族特別 給付金 (一時金)
配偶者	平均給与額の 1,000日分	300万円	(公務災害) 1,860万円 (通勤災害) 1,115万円	遺族補償一時金の 20/100 〔上限額〕 $150万円 \times \frac{\text{左記日数}}{365}$
職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	1,000日分	300万円	(公務災害) 1,860万円 (通勤災害) 1,115万円	
上記以外の者で、職員の収入によって生計を維持していた、18歳未満若しくは55歳以上又は一定の障害の状態にある三親等内の親族	700日分	210万円	(公務災害) 1,302万円 (通勤災害) 780万円	
生計維持関係のあった上記以外の者	400日分	120万円	(公務災害) 744万円 (通勤災害) 445万円	
生計維持関係のなかった子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹	1,000日分	300万円	(公務災害) 1,860万円 (通勤災害) 1,115万円	

(注) 平均給与額…… 1日分の給与の平均額を意味し、療養補償及び介護補償を除くすべての補償の算出基礎です。

概ね、被災前3か月間の給与総額（諸手当含む）をその期間の総日数（暦日数）で除した額となりますが、算出方法の詳細については、所属の担当者にご相談ください。

（「公務災害・通勤災害 認定請求事務の手引」に平均給与額の概要を解説しています。）

○ 葬祭補償

葬祭補償は、葬祭を行う方に対して、次に掲げる金額のいずれか高い方の金額が支給されますので、遺族補償請求に併せて請求してください。

◇ 支給額 ◇

- ・ 315,000円 + 平均給与額 × 30
- ・ 平均給与額 × 60

※平均給与額については、遺族補償年金（P29）又は遺族補償一時金（P30）を参照してください

○ 各種福祉事業

遺族補償の決定を受けた方で、一定の要件に該当する場合には、申請により、次の福祉事業を受けることができます。

種類	支給要件	支給内容										
奨学 援 護 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金の算定基礎である平均給与額が、16,000円以下であること ・ かつ、次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ①年金の受給権者のうち、在学者等であって、学資等の支弁が困難なもの。 遺族補償年金受給権者該当 要 ②年金の受給権者のうち、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該職員の子である在学者と生計を同じくするものであって、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難なもの。 遺族補償年金受給権者該当 要 	在学者1人当たりの支給月額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>在学者区分</th> <th>1人当たりの支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>大学生・大学院生</td> <td>39,000円</td> </tr> </tbody> </table>	在学者区分	1人当たりの支給月額	小学生	14,000円	中学生	18,000円	高校生	18,000円	大学生・大学院生	39,000円
		在学者区分	1人当たりの支給月額									
小学生	14,000円											
中学生	18,000円											
高校生	18,000円											
大学生・大学院生	39,000円											

種類	支給要件	支給内容
就 労 保 育 援 護 金	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の算定基礎である平均給与額が、16,000円以下であること ・かつ、次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ①年金の受給権者のうち、未就学の児童であって、自己と生計を同じくしている者の就労のため保育所等に預けられている場合で、保育に係る費用を援護する必要があるもの。 遺族補償年金受給権者該当 要 ②年金の受給権者のうち、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該職員の未就学の子と生計を同じくするものであって、自己の就労のために当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があるもの。 遺族補償年金受給権者該当 要 	<p>保育所等に預けられている者1人当たりの支給月額 12,000円</p>
長 期 家 族 介 護 者 援 護 金	<p>次の<u>いずれにも該当</u>すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに該当する年金を10年以上受給していた者の遺族であること。 死亡職員が第1級の傷病等級該当 要 死亡職員が第1級の障害等級該当 要 <ul style="list-style-type: none"> ・せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するもの ②年金受給権者の死亡の当時、その者と生計維持関係にあった妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある遺族であること。（順位は、遺族補償年金の支給の場合に準ずる。） ③遺族補償を受給できないこと。 ④生活困窮者（所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者）であること。 	<p>一時金で100万円</p> <p>※当該援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上の場合は、100万円をその数で除して得た額</p>

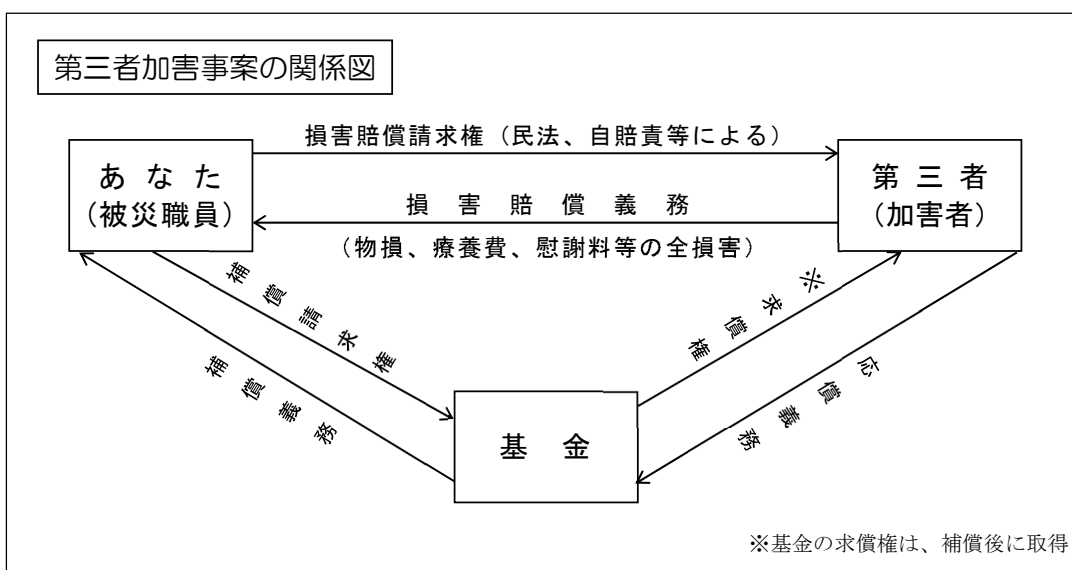
6 他人の不法行為（交通事故等第三者加害）による災害の場合の留意点

○ 第三者加害災害におけるあなたの権利関係

公務災害又は通勤災害で、第三者の加害行為により被災した場合、あなたは基金への補償請求権（療養費等に限る）を有すると同時に、直接、加害者である第三者に対する損害賠償請求権（物損、慰謝料等を含む全損害）を有しますから、どちらにも請求することができます。

ただし、同一の事由に関しては、次のとおり、重複して損害が補てんされない仕組みとなっています。

- 基金が補償すべき治療費などについて、あなたが既に第三者から損害賠償を受けているときは、基金はその価額の限度において補償をしない（免責）こととなります。
- 基金が先に補償を行ったときは、基金はその補償した価額の限度で、あなたの損害賠償請求権を取得し、後日、第三者に請求（求償）することとなります。



◇ 留意事項 ◇

(示談先行) 基金では原因者負担の原則から、先に第三者に、損害賠償を請求していただく「示談先行」を原則としています。

この場合は、物損、慰謝料も併せて請求でき、便利です。

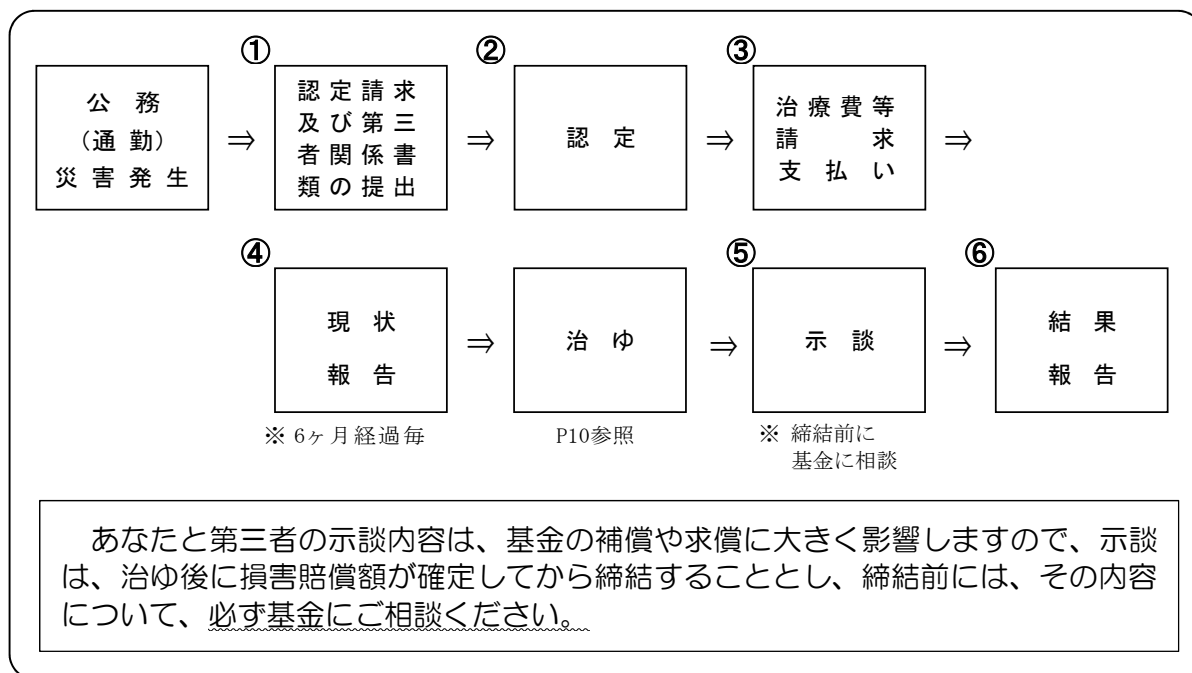
(補償先行) しかし、当事者間にトラブルがあったり、あなたにも過失がある場合や、交通事故の場合でも重傷事故で自賠償保険の支払限度額を超える場合等、特別の事情がある場合は、基金の補償を先行すること（「補償先行」）も可能です。

○ 具体的な事務手続

■ 示談先行の場合

災害発生後、あなたは基金や第三者等と、次のようなやり取りが必要です。

この場合は、第三者への損害賠償請求から示談締結まで、あなた自身が行うこととなります。

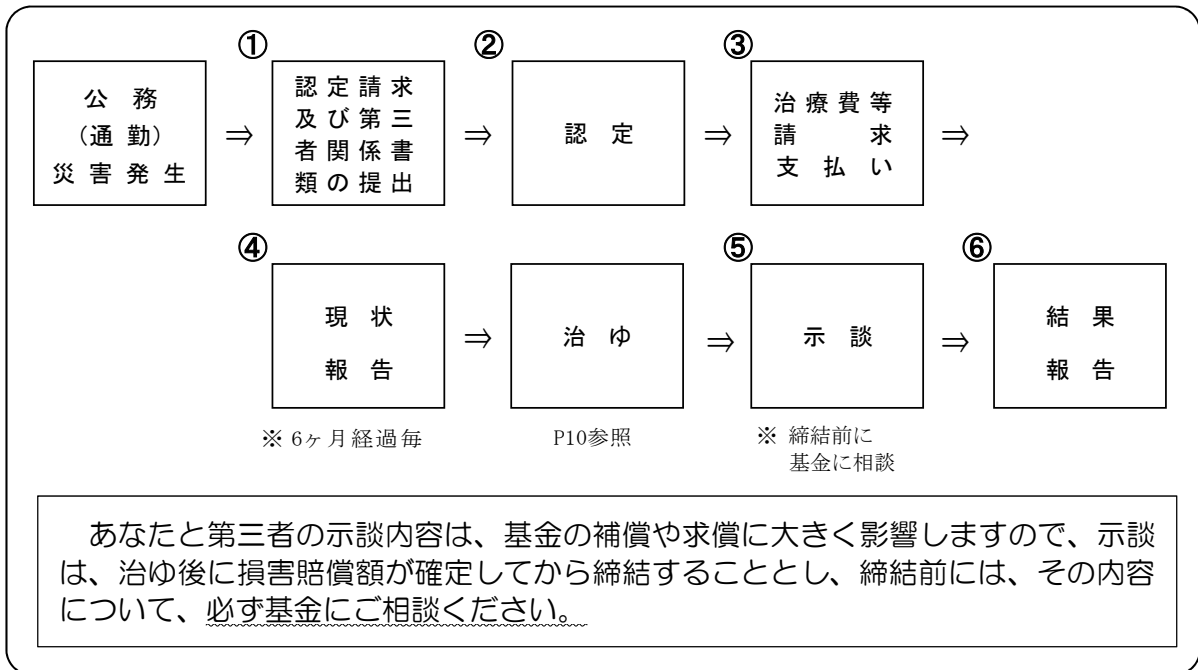


- ① 認定請求時に、「第三者加害報告書」（支部様式第22号）、「誓約書」（支部様式第23号）及び「事実確認書」（支部様式第24号）（取れない場合は「未提出理由書」（支部様式第26号））を所属を通じて基金へ提出。
- ② 認定後に、医療機関や第三者に対し、公務災害・通勤災害の示談先行で認定されたことを、あなたから伝える。
- ③ 治療費等は基金からは支払われませんので、あなたが第三者と調整。
- ④ 災害発生の日から6カ月を経過する毎に「第三者加害行為現状（結果）報告書」（支部様式第28号）を所属を通じて基金へ提出。
- ⑤ 示談交渉がなかなか進まない場合等で示談をしないまま被災から3年を経過した場合、あなたの損害賠償請求権は時効で消滅しますので、ご注意ください。
- ⑥ 示談締結後、遅滞なく「第三者加害行為現状（結果）報告書」（支部様式第28号）に「示談書写し」（任意保険の場合、「承諾書」及び「損害賠償額計算書」）を添え、所属を通じて基金へ提出。

※ 示談先行としていたが、途中で賠償請求が困難となった場合は、「補償先行申出書」（支部様式第27号）により、その理由を所属を通じて基金へ届け出るとともに、必ず医療機関にもその旨連絡してください。

■ 補償先行の場合

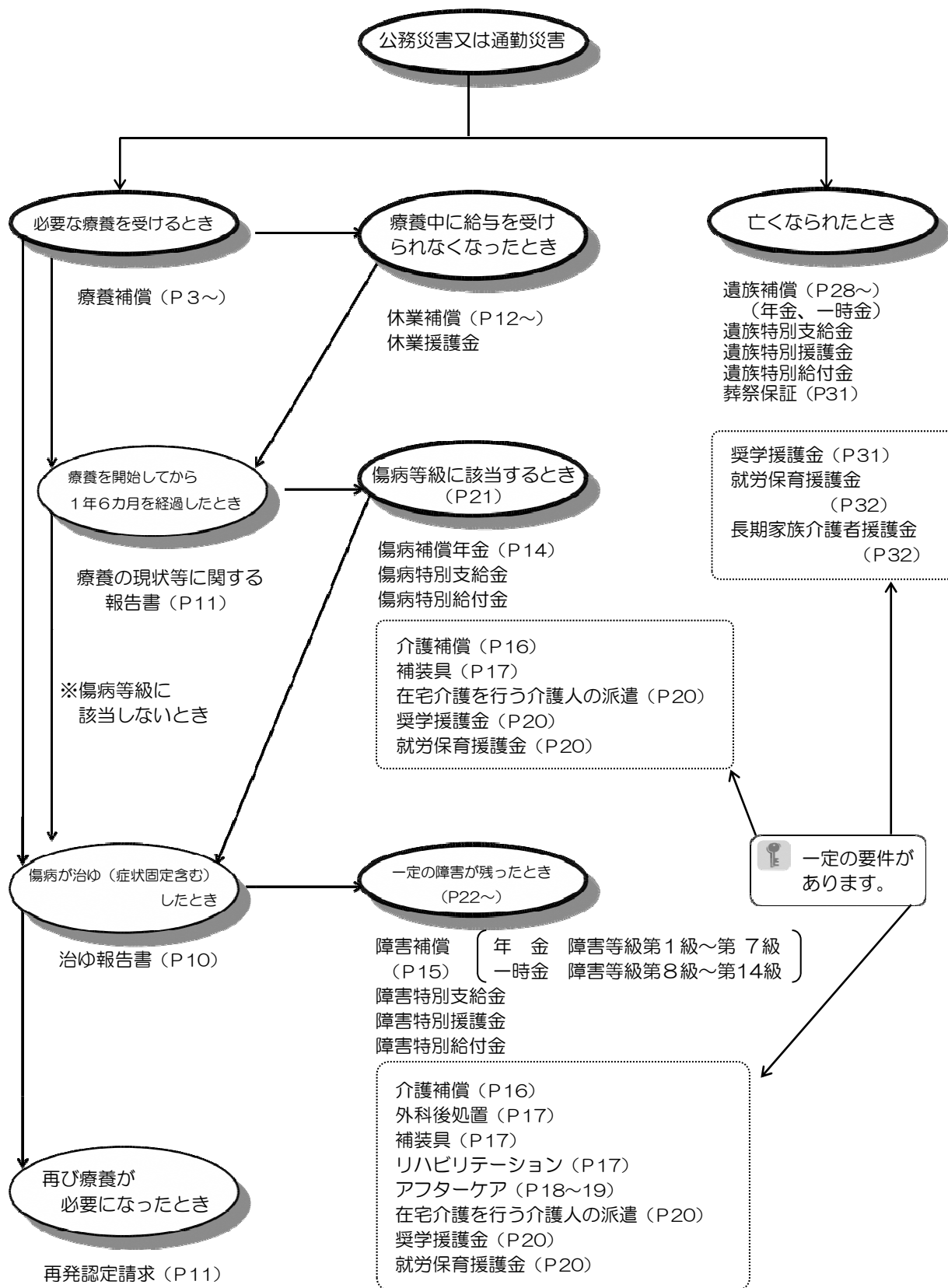
災害発生後、あなたは基金や第三者等と、次のようなやり取りが必要です。



- ① 認定請求時に、「第三者加害報告書」（支部様式第22号）、「誓約書」（支部様式第23号）及び「事実確認書」（支部様式第24号）（取れない場合は「未提出理由書」（支部様式第26号））を所属を通じて基金へ提出。
- ② 認定後に、第三者に対し、公務災害・通勤災害の補償先行で認定されたことと、基金からその補償の範囲内で後日請求があることを、必ず、あなたから伝える。
- ③ 治療費等について、所属等を通じて基金へ請求。
- ④ **災害発生の日から6カ月を経過する毎に「第三者加害行為現状（結果）報告書」（支部様式第28号）を所属を通じて基金へ提出。**
- ⑤ 基金は補償によって取得した損害賠償請求権に係る示談交渉等を行います。基金の補償以外の慰謝料、物損等の示談交渉等は、当事者であるあなたが行います。
なお、示談交渉がなかなか進まない場合等で示談をしないまま被災から3年を経過した場合、あなたの損害賠償請求権は時効で消滅しますので、ご注意ください。
- ⑥ 示談締結後、遅滞なく「第三者加害行為現状（結果）報告書」（支部様式第28号）に「示談書写し」（任意保険の場合、「承諾書」及び「損害賠償額計算書」）を添え、所属を通じて基金へ提出。

補償等のながれ

公務災害・通勤災害として認定されると、次のような補償等を受けることができます。



公務災害・通勤災害の諸手続は必ず所属を通じて行ってください。

その他詳しくは、

▶教職員の方は、

京都府教育委員会教職員企画課給与制度担当

(電話(075)414-5790) へ。

▶警察職員の方は、

京都府警察本部警務部警務課公務災害係

(電話(075)451-9111(内線2645)) へ。

▶上記以外の職員の方は、

各団体公務災害担当係

又 は

基金支部へ お問い合わせください。

(お問い合わせの際には、必ず認定番号をお申し出ください。)

基金支部のホームページには、所属や被災職員からのよくある質問への回答や各種様式を掲載していますので御利用ください。

— 令和4年9月 —

地方公務員災害補償基金京都府支部

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府職員総務課(公務災害係)内

電話(075)431-4216(直通)

<https://www.pref.kyoto.jp/chikousai/index.html>